公益社団法人京都府介護支援専門員会ブロック委員規程

（目的）

第１条　本規程は、公益社団法人京都府介護支援専門員会の地区支部（以降「ブロック」という）における介護支援専門員相互の連携促進、資質向上及び社会的地位向上に資する事業、その他諸活動を円滑に運営するためのブロック委員の役割その他必要事項を定める。

（委員の選出）

第２条　ブロック委員は、当該ブロック所属（勤務地又は居住地がブロック内にある者）会員の中から互選とし、会長が委嘱する。

２．各ブロック委員の人数は１０名以下とする。ただし、理事会が承認した場合は、この限りではない。

３．ブロック委員は当該ブロック内にある市町村区より、それぞれ各１名以上選出することを原則とする。

４．本会理事は、ブロックの委員長、副委員長又は会計担当者を兼ねることができない。

（任期）

第３条　ブロック委員の任期は本会役員の任期にあわせた２年とする。再任は妨げない。

２．任期途中でのやむを得ない理由による解任の必要性が生じた場合は、当該ブロックの総会の議決に基づき解任できるものとする。但し、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

（運営）

第４条　ブロック委員は、ブロック活動の運営に際し、当該ブロック担当理事と連携し、理事会との意思疎通を図るよう努めなければならない。

２．各ブロックに委員長１名、副委員長１名、会計担当１名を置く。選出については当該ブロック委員の互選による。

（その他）

第５条　本規程に定めのない事項であり、ブロック活動の運営に必要な細則は各ブロックにおいて定めることができる。

（規程の改正）

第６ 条　この規程の改正は、理事会の決議による。

２．改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附則

１．この規程は、平成１７年６月１１日から施行する。

２．この規程の一部改正は、平成２１年１０月２９日から施行する。

３．この規程の一部改正は、平成２４年４月２５日から施行する。

４．この規程の一部改正は、平成２６年５月１０日から施行する。

５．この規程の一部改正は、令和５年１１月８日から施行し、令和５年６月１７日から適用する。